

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から53年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年6月まで
② 昭和50年7月から53年12月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、A県B区に居住していた昭和50年ころに国民年金の加入手続を行った。また、時期は定かではないが、B区役所から、「今まで納めていない国民年金保険料をまとめて支払うことにより将来年金を受け取ることができる。」旨記載された文書と納付書及び国民年金手帳が郵送されてきたので、C銀行D支店で24万数千円ぐらいを振り込んだ。

ところが、納付した国民年金保険料が勝手に解約され、私の口座に戻されていたため、B区役所に問い合わせた上で、再度、保険料を振り込んだ記憶がある。それにもかかわらず、申立期間について、私の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所が管理する国民年金保険料還付整理簿を見ると、申立人は当該申立期間の国民年金保険料を納付しており、当時の社会保険事務所により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日である昭和48年7月15日を取り消すことが決定され、53年6月14日に当該申立期間の保険料7万6,890円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人は昭和48年7月15日に国民年金の強制被保険者として資格を取得し、平成13年10月2日に厚生年金保険の加入により同資格を喪失していることが確認できる上、申立期間における申立人の就労形態に特に変化は見られず、厚生年金保険の被保険者記録も確認できないほか、申立期間②に係る国民年金保険料還付後の昭和54年4月からは再び保険料を納付しており、申立人の国民年金被保険者資格を遡及^{そきゆう}して取り消すべき特段の事情は見当たらないことから、当該還付が行われたことは不自然である。

また、国民年金被保険者資格の取得日が取り消された場合は、国民年金手帳記号番号自体が無効となるにもかかわらず、申立人の手帳記号番号は現在の基礎年金番号となっている上、申立人の国民年金被保険者記録は、前記のとおり、昭和48年7月15日に資格を取得し、平成13年10月2日に資格を喪失となっていることから、当時の社会保険事務所において不合理な事務処理が行われたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、返戻されたとする国民年金保険料について、「解約される理由が無いので、B区役所に問い合わせた上で、再度、保険料を振り込んだ。」と記憶しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

なお、申立人は、「申立期間の国民年金保険料のほかに、付加保険料も一括で納付した。」と主張しているものの、還付された保険料に付加保険料は含まれていないことが確認できる。

申立期間③について、前記の行政側の記録管理に不備がうかがわれるところ、当該申立期間直前の昭和50年7月から53年12月までの期間及び当該申立期間直後の54年4月から平成13年9月までの期間の国民年金保険料については納付済みであり、申立人は就労形態や生活状況に特に変化はなかったとしていることから、当該申立期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年8月26日以降であり、その時点では、既に制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人には当時の社会保険事務所で特例納付の手続を行った記憶は無く、社会保険事務所が管理する附則第4条（第3回特例）納付者リストに申立人の記録も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から53年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和49年10月から50年8月までの期間については7万2,000円に、同年9月は8万6,000円に、54年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月1日から平成9年5月21日まで
昭和47年10月から平成9年5月までA社に勤務した期間について、社会保険庁の記録では、実際の支給総額よりも低い標準報酬月額となっている。これは、会社が本来の金額よりも過小な標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ているためであり、私は、60歳になるころから会社及び社会保険事務所に是正を申し入れていたにもかかわらず改善されなかったものである。

私が保有するすべての給与明細書を提出するので、会社が本来届け出るべきであった標準報酬月額と、私が個人負担分として支払った厚生年金保険料額を検証し、私が受けるべき正当な権利に基づく受給金額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与

明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和 49 年 10 月から 50 年 8 月までの期間については 7 万 2,000 円に、同年 9 月は 8 万 6,000 円に、54 年 10 月は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、給与明細書において確認できる申立人の報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの期間、49 年 6 月、51 年 1 月から同年 12 月までの期間、52 年 7 月、54 年 5 月、57 年 3 月から同年 5 月までの期間、60 年 5 月、61 年 5 月及び同年 6 月については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、A 社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどにより、厚生年金保険料の控除等については分からないと回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で当該事業所に勤務していた元同僚二人が所持していた上記の期間に係る給与明細書を確認したところ、記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 49 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、50 年 10 月から同年 12 月までの期間、52 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から 54 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 55 年 6 月までの期間、55 年 8 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 57 年 2 月までの期間、同年 6 月から 60 年 4 月までの期間、同年 6 月から 61 年 4 月までの期間及び同年 7 月から平成 7 年 9 月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る申立人の給与明細書に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 7 年 10 月から 9 年 4 月までの期間については、申立人が提出した給与明細書に記載されている保険料控除額及び

報酬月額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月及び同年 10 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額を超えていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年3月から15年8月までは、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から同年12月までは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成15年9月から同年12月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月19日から16年1月20日まで

申立期間における私の月給は、平成14年4月から15年8月までは30万円、その後は20万8,542円から25万7,800円であったが、その間の標準報酬月額が15万円になっている。

控除されている厚生年金保険料は、平成14年4月から15年3月までの給与から標準報酬月額30万円に対する保険料が、また15年5月から16年1月までの給与からは標準報酬月額19万円に相当する保険料が控除されているので、適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年3月から15年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、当該期間に係る標準報酬月額は30万円とされていたところ、同年4月1日付けで、遡及して引き下げられており、15万円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間について給与明細書を提出しており、当該記録訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、複数の同僚についても、申立人と同様に平成15年4月1日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票の記載から、同社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、「申立期間当時、会社の経営状態が苦しく、厚生年金保険料の滞納が続いたために、一部従業員の標準報酬月額を実際より低い額に変更した。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年4月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年3月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち平成15年9月から同年12月までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険料の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与明細書上で確認できる厚生年金保険料額から、申立人の平成15年9月から同年12月までの期間についての標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から45年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

妻がA町役場の年金係から、私の国民年金保険料が昭和44年2月から45年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間が未納となっていると言われ、55年6月ごろ、妻がA町役場年金係から納付書をもらい、自分のボーナスで私の国民年金保険料の未納分を全部、B銀行C支店で納付した。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、昭和55年6月ごろ、妻が自分のボーナスで私の国民年金保険料の未納分を全部納付した。」と主張しているが、同年6月の時点では、申立期間は、いずれも時効により納付できない期間である上、同年同月は第3回特例納付実施期間中であるものの、保険料を納付したとする申立人の妻の主張する金額と、実際に納付すべき保険料額とは大きく相違している。

また、申立人は、A町から他市町村への住所変更の記録も無いことから、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私が20歳になると、母親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納めてくれていた。私が結婚してからも昭和50年まで納めてくれた。

当時は、A集落の各班長が毎月集金してA集落事務所に納めており、両親が出稼ぎに出ていて家に居ない時も、伯母に頼んで家族全員分の国民年金保険料を納めてもらっていたはずであり、私の申立期間だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母が、毎月集金に来ていたA集落の班長に国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時の班長の所在は不明であり、当時のA集落の書記も他界しているため、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人の母が出稼ぎで家に居ないときは、申立人の伯母に頼んで国民年金保険料を納めてもらっていたと主張しているが、申立人の伯母は既に他界しており、証言を得ることはできない。

さらに、申立期間について、申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとされる両親及び兄についても、当該申立期間の保険料の大半は未納又は国民年金の未加入期間となっており、申立人の主張とは符合しない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 2 月までの期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 2 月まで
③ 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料の未納期間又は申請免除期間であるとの回答をもらった。しかし、国民年金保険料を納付できる時は、市役所か銀行で夫婦二人分一緒に納付しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫の納付記録を見ると、当初、申請免除期間であったものが、昭和 62 年 4 月 3 日付けで追納していることが確認できる。

しかしながら、申立期間①は申立人の場合、申請免除期間ではなく未納期間であったために、昭和 62 年 4 月 3 日の時点では時効により納付できなかったものと推認される。

申立期間②については、申立人の夫も申請免除期間であることが確認できることから、その夫が申立人の国民年金保険料のみを追納することは考え難い。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫の国民年金保険料は昭和 62 年 4 月 3 日付けで過年度納付されているものの、申立人の保険料は、同日付けで同申立期間直後の昭和 61 年度分の保険料を一括納付していることが確認できる。

このことから、申立期間③の国民年金保険料を納付したとする昭和 62

年4月3日時点の申立人及びその夫の保険料は、それぞれ異なった期間の保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人及びその夫が申立期間のすべての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月及び同年2月

私は、昭和49年1月21日にA社を退職し、B県C区からD県E市の実家に転居した際、厚生年金保険から国民年金へ切替え、同年3月26日にF社に勤務するまでの間、国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年1月21日にA社を退職し、B県C区からD県E市の実家に転居した際、厚生年金保険から国民年金へ切り替えた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月20日から同年2月16日の間に払い出されている上、社会保険庁のオンライン記録、E市が管理する国民年金被保険者名簿及び申立人の所持している年金手帳を見ると、50年12月6日付けで国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和49年1月にB県C区からE市へ転居後、平成18年4月にG市へ転出するまでの間、E市に居住しており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年11月まで
申立期間について、国民年金保険料の未納期間であるとの回答をもらった。しかし、国民年金保険料を納付できる時は市役所か銀行で夫婦二人分一緒に納付しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を常に一緒に納付してきたと主張しているが、保険料の納付年月日を確認できる昭和59年以降の納付記録について見ると、平成5年から9年までの夫婦の納付年月日は異なっていることが確認できることから、必ずしも夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとは考え難く、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間以外にも未納期間及び申請免除期間が散見されることから、申立期間に限り保険料を納付したとする特段の事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料の納付についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月18日から58年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和57年9月18日からA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、最初の4か月間は厚生年金保険に未加入となっている。

私が所持している昭和58年8月分給与の控除明細書には厚生年金保険料として8万380円が差し引かれており、その4か月分の厚生年金保険料ではないかと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している雇入通知書及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和57年9月18日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が昭和57年9月分から同年12月分までの給与明細書として提出したのを見ると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が当時の事務所長として名前を挙げたB氏は、既に他界しており、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「昭和58年8月分給与の控除明細書には厚生年金保険料として8万380円が差し引かれており、申立期間の厚生年金保険料ではないか。」と主張しているものの、当該事業所は、「申立人の申立てどおりの資格取得の届出を行ったかどうかは不明である。」と回答しており、当

該事業所の役員は、「当社では、厚生年金保険にさかのぼって加入させることはしていなかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が管理する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和58年1月1日より前の期間における被保険者記録には申立人の氏名は無く、整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 1 月 21 日に A 社を退職し、B 県 C 区から D 県 E 市の
実家に転居した際、厚生年金保険から国民年金へ切替え、その後、同年
3 月 26 日から F 社に勤務し、再び厚生年金保険に加入した。
しかし、厚生年金保険の加入が同年 5 月 1 日からとなっており、申立
期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において F 社に勤務していたことは、業務に関する記憶及び元同僚 4 人の証言から推認することができる。

しかしながら、申立期間より以前に、同社に勤務した元同僚 3 人は、「F 社では、採用後、すぐには厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と証言していることから、当該事業所では、採用と同時に厚生年金保険にすべての職員を加入させるという取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、事業主からは、「当時の関係書類は無いため不明である。」との回答を得ている上、当時の事務担当者は他界しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、昭和 49 年 5 月 1 日から 50 年 12 月 5 日までとなっており、厚生年金保険の被保険者期間と合致している。

なお、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。